

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンモール橿原  
所在地 橿原市曲川町七丁目四四三一一ほか
- 二 橿原市から聴取した意見の概要

## 1 環境関係

- (1) 廃棄物の資源化及び減量化に努めること。
- (2) 事業活動に伴って発生した一般廃棄物（ごみ）（以下「事業系一般廃棄物」という。）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に処理すること。
- (3) 事業系一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない廃棄物については、橿原市が定める一般廃棄物処理計画に従って分別し、保管する等適正に処理すること。
- (4) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。
- (5) 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市が定める一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

## 2 教育関係

- (1) 奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。
- (2) 開発区域周辺は、今井幼稚園及び金橋幼稚園の幼児、今井小学校及び金橋小学校の児童並びに大成中学校及び光陽中学校の生徒の生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等幼児、児童及び生徒の通行の安全に対し、万全の配慮をすること。特に休日、夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年の健全育成に協力すること。
- (3) 今後、周辺幼稚園（こども園）、小中学校、PTA等から何らかの意見、要望等が出た場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その

